

# 令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施状況・効果検証

(単位:円)

通番	交付金種別	交付対象事業の名称	事業の概要(実施計画) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業費				実施期間		成果目標	成果目標の達成状況	実施状況(実績)	効果検証(成果・経済効果)	担当課		
				総事業費 (A)	補助対象事業費 (B)=(C)+(D)+(E)			補助対象外経費 (A)-(B)	事業開始年月日							
国庫補助額 (C)	交付金充当額 (D)	その他 (E)	事業開始年月日	事業完了年月日												
1	低所得者支援(単独)	低所得者支援及び定額減税補足給付金事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 285世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 102世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 56世帯×100千円、子ども加算 83人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 1798人(42990千円) のうちR6計画分 事務費 6649千円 事務費の内容【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数(443世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(1798人)	52,089,000	46,835,000	0	46,835,000	0	5,254,000	R6.4.1	R7.2.17	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	令和6年4月に支給開始	■電気・ガス・食料品等の価格が高騰する中、家計への大きな影響を受ける低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯、住民税非課税世帯)に対し、1世帯あたり10万円を給付した。 ・令和5年度均等割のみ課税世帯 100,000円×285世帯=28,500,000円 ・令和6年度非課税化世帯 100,000円×102世帯=10,200,000円 ・令和6年度均等割のみ課税化世帯 100,000円×56世帯=5,600,000円 合計 100,000円×443世帯=44,300,000円 ■物価高騰が続く中で、家計への大きな影響を受ける住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、扶養されている18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人あたり5万円を加算支給した。 対象児童数 83人(48世帯) 50,000円×83人=4,150,000円 ■定額減税を補足する給付対象者へ定額減税補足給付金を支給した。 1017人へ合計42,990,000円	電気・ガス・食料品等の価格が高騰する中、家計への大きな影響を受ける低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯、住民税非課税世帯)に対し、1世帯あたり10万円、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、扶養されている18歳以下の児童がいる世帯に対し、定額減税補足給付金として支給することで、物価高騰による経済的な負担を軽減することができた。	住民課
2	低所得(単独)	No.2事業(事務費)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付にかかる事務費 ③事務費 71千円 事務費の内容【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数(435世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(1737人)	71,000	71,000	0	71,000	0	0	R6.4.1	R7.2.17	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	令和6年4月に支給開始	■電気・ガス・食料品等の価格が高騰する中、家計への大きな影響を受ける低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯、住民税非課税世帯)に対し、1世帯あたり10万円を給付した。 ・令和5年度均等割のみ課税世帯 100,000円×285世帯=28,500,000円 ・令和6年度非課税化世帯 100,000円×102世帯=10,200,000円 ・令和6年度均等割のみ課税化世帯 100,000円×56世帯=5,600,000円 合計 100,000円×443世帯=44,300,000円 ■物価高騰が続く中で、家計への大きな影響を受ける住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、扶養されている18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人あたり5万円を加算支給した。 対象児童数 83人(48世帯) 50,000円×83人=4,150,000円 ■定額減税を補足する給付対象者へ定額減税補足給付金を支給した。 1017人へ合計42,990,000円	電気・ガス・食料品等の価格が高騰する中、家計への大きな影響を受ける低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯、住民税非課税世帯)に対し、1世帯あたり10万円、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、扶養されている18歳以下の児童がいる世帯に対し、定額減税補足給付金として支給することで、物価高騰による経済的な負担を軽減することができた。	住民課
		合計		52,160,000	46,906,000	0	46,906,000	0	5,254,000							